

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設リンピアいなば
計量カード貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設リンピアいなば計量カード（以下「計量カード」という。）の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(計量カードの貸与)

第2条 計量カードの貸与を受けることができる者は、次に掲げる者とし、あらかじめ管理者に申請しなければならない。

- (1) 組織市町から委託を受け可燃ごみを収集運搬する者
- (2) 鳥取県東部広域行政管理組合ごみ処理手数料の後納払いに関する要綱（以下「後納払いに関する要綱」という。）第4条の規定による後納承認を受けた者
- (3) その他管理者が必要と認める者

2 組織市町は、公文書等により依頼し、計量カードの貸与を受けるものとする。

(貸与の申請)

第3条 前条第1項の申請は、計量カード貸与申請書（様式第1号）及び別紙様式（様式第1号関係）を管理者に提出することにより行わなければならない。

(貸与の通知)

第4条 管理者は、前条の規定により提出された申請書類を審査した後、計量カード貸与通知書（様式第2号）により、申請者に対し通知するとともに、リンピアいなばに搬入する車両ごとに計量カードを貸与するものとする。

(申請内容の変更)

第5条 計量カードの貸与を受けている者（以下「計量カード借用者」という。）は、第3条の申請した内容を変更するときは、計量カード貸与変更申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

(変更の通知)

第6条 管理者は、前条の規定により提出された申請書類を審査した後、計量カード貸与変更通知書（様式第4号）により申請者に対し通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知により計量カードを返却する必要がある場合には、指定された期限までに計量カードを返却しなければならない。

(計量カードの管理)

第7条 計量カード借用者は、貸与された計量カードを善良の管理者としての注意を持って

適正に管理しなければならない。

- 2 計量カード借用者は、貸与期間中に計量カードを滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、速やかに計量カード紛失等届出書(様式第5号)を管理者に届出しなければならない。この場合において、計量カードの再発行が必要な場合は、第3条の申請を併せて行わなければならない。

(計量カード貸与の取消し)

第8条 管理者は、計量カード借用者が次の各号のいずれかに該当したときは、貸与を取り消し、計量カード貸与取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。この場合において、計量カードの貸与を受けている者は指定された期限までに計量カードを返却しなければならない。

- (1) 後納払いに関する要綱第7条に規定する取消しを受けたとき。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条の3の規定により、事業の全部又は一部の停止処分を受けたとき。
- (3) 法第7条の4の規定により、事業の許可を取り消されたとき。
- (4) 法第19条の3に規定する改善命令、法第19条の4に規定する措置命令を受けたとき。
- (5) 組合、組織市町又はリンピアいなば職員の指導に繰り返し従わないとき。
- (6) 管理者に計量カードの返納を命じられたとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

計量カード貸与申請書

年 月 日

鳥取県東部広域行政管理組合管理者 様

申請者 住 所
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
連絡先

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設リンピアいなば計量カード貸与に関する要綱
第3条の規定により、計量カードの貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、計量カードの使用にあたっては、同要綱に定める事項を遵守します。

記

- 1 搬入車両
別紙のとおり

別紙様式（様式第1号関係）

No	所属名称	ナンバープレート情報				車両重量 (kg)	最大 積載量 (kg)	車種	品種	搬入 地区	乗車 人数
		陸運 支局	分類	かな	番号						
例	鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取	999	あ	9999	4,000	3,000	塵芥車	市町委託	鳥取市	2
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											
41											
42											
43											
44											
45											

受 第 号
年 月 日

（申請者） 様

鳥取県東部広域行政管理組合管理者

計量カード貸与通知書

年 月 日付けで申請のあった計量カード貸与申請について、下記のとおり計量カードを貸与しますので通知します。

記

1 貸与枚数 _____ 枚

2 搬入車両

NO	車両番号	品種	搬入地区	カード番号
	鳥取 999 あ 9999	市町委託	鳥取市	99999

3 注意事項

- ・貸与された計量カードは適正に取り扱いをしてください。
- ・計量カードを滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となった場合は、速やかに計量カード紛失等届出書(様式第5号)を提出してください。

様式第3号（第5条関係）

計量カード貸与変更申請書

年 月 日

鳥取県東部広域行政管理組合管理者 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

年 月 日付け受 第 第 で通知のあつた計量カード貸与について、下記のとおり変更したいので、鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設リンピアいなば計量カード貸与に関する要綱第5条の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更予定日
- 4 添付書類

様式第4号（第6条関係）

受 第 号
年 月 日

（申 請 者） 様

鳥取県東部広域行政管理組合管理者

計量カード貸与変更通知書

年 月 日付けで申請のあった計量カード貸与変更申請について、下記のとおり変更を受理しましたので通知します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変 更 日
- 3 計量カードの返却

要 （返却期限 年 月 日） 不要

計量カード紛失等届出書

年 月 日

鳥取県東部広域行政管理組合管理者 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

年 月 日付け受 第 　　　　　 で貸与を受けました計量カードについて、下記
のとおり滅失等しましたので届け出ます。

記

1 滅失等あったカードの状況

カード番号	状況	左記の理由
	<input type="checkbox"/> 滅 失 <input type="checkbox"/> 毀 損 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	

2 カードの再発行

要

不要

様式第6号（第8条関係）

計量カード貸与取消通知書

年 月 日

（計量カードの貸与を受けている者） 様

鳥取県東部広域行政管理組合管理者

年 月 日付け受 第 で貸与した計量カードについて、下記の理由より貸与を取り消します。

記

1 取り消しの理由

2 計量カードの返却期限